

## 三木町告示第 191 号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

三木町長 伊藤 良春

## 三木町規則第 19 号

### 職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

第 1 条 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年三木町規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「請求」の次に「、第 2 項申出及び第 3 項変更」を加え、同条第 1 項を次のように改める。

部分休業の承認の請求、育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出（以下「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）は、部分休業簿（様式第 3 号）により行うものとする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ条例第 18 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 8 条の見出し中「イ」を削り、同条中「イ」及び「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある」を削る。

様式第 1 号から様式第 3 号を次のように改める。

## 様式第1号(第2条関係)

		育児休業承認(期間延長)請求書			
		年月日			
三木町長 殿		所 属 職 氏名			
次のとおり育児休業の(承認・期間延長)を請求します。					
請求に係る子の氏名 及び生年月日	年月日生				
請求者との続柄					
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)				
請求期間	年月日から 年月日まで				
既に育児休業をした期間	年月日から 年月日まで				
	年月日から 年月日まで				
	年月日から 年月日まで				
	年月日から 年月日まで				
配偶者	氏名				
	育児休業の期間	年月日から 年月日まで			
備考					

## ※総務課記入欄

受理年月日 年月日			<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
決裁欄	町長	副町長				

## 様式第2号(第4条関係)

## 育児短時間勤務承認(期間延長)請求書

年 月 日

三木町長 殿

所 属  
職 氏 名

次のとおり育児短時間勤務の(承認・期間延長)を請求します。

請求に係る子の氏名 及び生年月日	年 月 日 生		
請求者との続柄			
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務		<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の延長
請求の期間	再度の育児短時間勤務又は再度の育児短時間勤務の延長が必要な事情		
	年 月 日 から 年 月 日 まで	(当初の請求期間) 年 月 日 から 年 月 日 まで	
勤務の形態 勤務の日及び時間	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項の勤務形態)		
	月( : ~ : ) 木( : ~ : ) 火( : ~ : ) 金( : ~ : ) 水( : ~ : )		

## ※総務課記入欄

受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認						
決裁欄	町長	副町長					

部分休業簿		
年　月　日		
三木町長 殿		
所 属 職 氏 名		
申出対象期間	年度	
請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年　月　日
申出の内容	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内	
	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業 1年につき条例で定める期間(10日相当)を超えない範囲内	
変更	変更の内容	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内 <input type="checkbox"/> 第2号部分休業 1年につき条例で定める期間(10日相当)を超えない範囲内
	変更が必要な事情	<input type="checkbox"/> 特別の事情の有
備考		

(注) 1 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。

2 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

## ※総務課記入欄

受理年月日 年　月　日				<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	
決裁欄	町長	副町長				

(第2面)

### 第1号部分休業の承認の請求の場合

所属名： 職名： 職員番号： 氏名：

年度

(第3面)

### 第1号部分休業の承認の取消しの場合

所属名 :	職名 :	職員番号 :	氏名 :
部分休業承認期間	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
部分休業承認時間	時 分から 時 分まで／	時 分から 時 分まで	

年度

(第4面)

## 第2号部分休業の承認の請求の場合

所属名： 職名： 職員番号： 氏名：

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三木町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第13条の4第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次の次の1条を加える。

（条例第15条の3第2項の規則で定める期間）

第20条 条例第15条の3第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。